

『地域建設業経営強化融資制度』のご案内

～ 制度の期限が令和12年度末まで5年間延長されました ～

「地域建設業経営強化融資制度」とは？

政府の「安心実現のための総合対策」に基づき、国土交通省が中小・中堅建設企業の皆様の資金繰りの円滑化を図るために創設した融資制度です。

現在までに、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により、対象工事について「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」まで拡大する等の制度拡充が図られました。

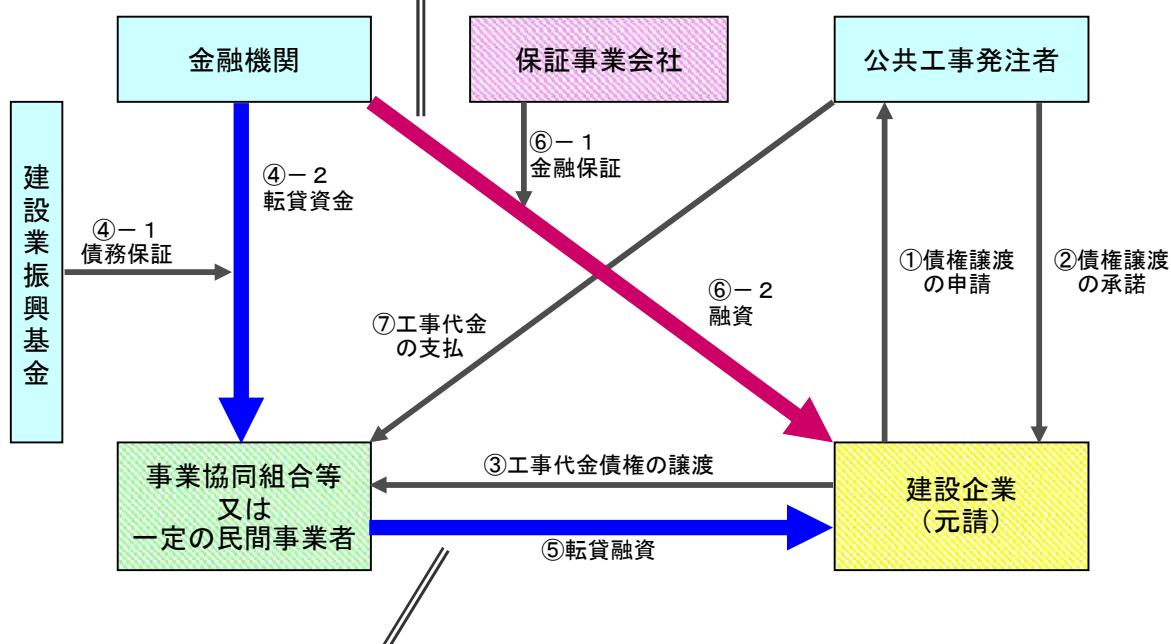
- 公共工事請負代金債権を担保に、融資が受けられます。
- 工事の出来高を超えた未完成部分を含め融資が受けやすくなります。

制度の概要

事業協同組合等又は一定の民間事業者が行う転貸融資と前払保証事業会社の債務保証とを組み合わせることにより、中小・中堅建設企業の皆さまへの資金供給の円滑化を図ります。

- A) 公共工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から融資が受けられます。
- B) 保証事業会社の金融保証によって、金融機関から工事の出来高を超えた未完成部分について融資が受けやすくなります。

B) 保証事業会社の金融保証により、出来高を超える部分の融資が受けやすくなります。



A) 出来高の範囲内の工事代金債権を担保に、事業協同組合等が転貸融資をします。

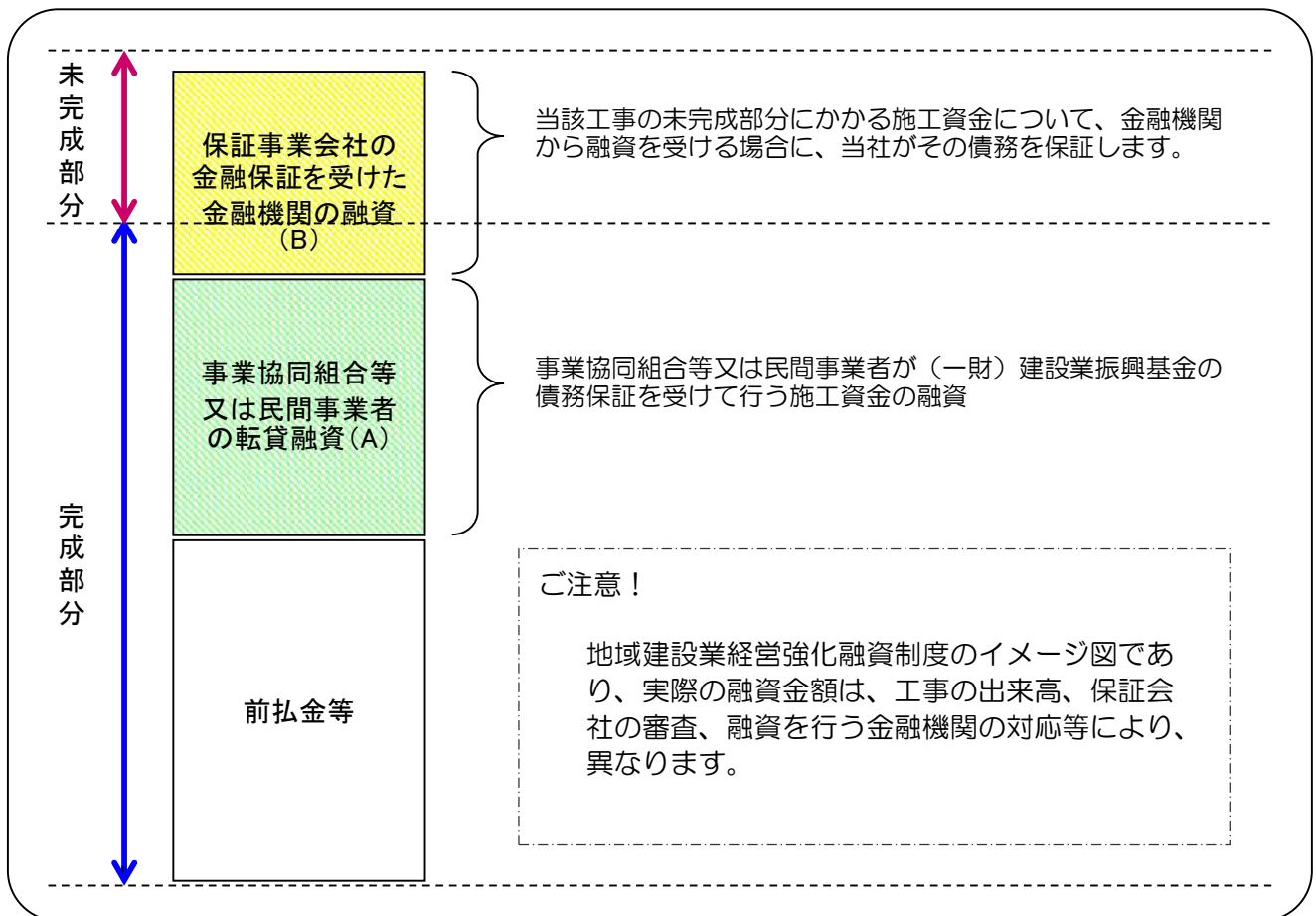
融資のイメージ

A) 転貸融資

工事の出来高部分から前払金、中間前払金、部分払金および違約金を控除した金額を融資します。

B) 金融保証

工事の未完成部分については、保証事業会社の金融保証により金融機関からの融資が受けやすくなります。



詳しくは、最寄りの営業部・各支店までお問い合わせ下さい。
営業部・各支店は、ホームページの「営業店舗一覧」でご確認いただけます。

(<https://www.ejcs.co.jp/about/network/>)